

9. 米の輸出検査

「合衆国穀物規格法 (U.S. Grain Standards Act)」にて規定されている穀物の輸出においては、農務省連邦穀物検査局 (Federal Grain Inspection Service, USDA 以下 FGIS という。) 又は連邦政府より輸出検査の権限を委譲されている州政府による強制検査を受けねばならない。一方、米は同穀物規格法で規定された穀物には含まれておらず、その輸出に際し、これら政府機関による強制検査を受けることはない。米の輸出検査は常に売買契約条件に従い、シッパー又はバイヤーの依頼により実施されるものである。売買契約で政府機関による米の輸出検査が要求されている場合、その検査を実施する者は、FGIS 又は米の輸出検査の権限を与えられた州政府あるいは指定民間検査機関であり、検査は「合衆国農業市場法 1946 (The Agricultural Marketing Act of 1946)」の規定に従って実施される。アメリカ米の規格・等級は同法律の下で制定され、米の検査手順も同法の下で FGIS により定められている。尚、売買契約の条件で民間検査機関を指定し米の輸出検査を実施させる事も可能であることから、OMIC の現地法人である OMIC U.S.A., INC., California がシッパーより指定されることが多くなっている。

また、カリフォルニア州産農産物の検査業務は、長年同州政府機関である California Department of Food and Agriculture (CDFA) が FGIS の上部門である農務省穀物検査食肉流通局 (Grain Inspection, Packers and Stockyards Administration, USDA. 以下 GIPSA という。) の指定を受けて official inspection and weighing 及び official export services などの公的検査業務を実施してきた。しかし、CDFA が 2005 年 5 月末を以って GIPSA の指定を返上し、公的検査業務から撤退することとなった。このため GIPSA は CDFA に代わる指定検査機関の公募を民間検査機関を対象に行い、OMIC は同州の関係業界の強い要請もあり、新たに OMIC 全額出資で California Agri Inspection Co., Ltd. (CAIC) を設立して、申請書を提出した。同年 5 月に CAIC は GIPSA の指定を受け、現在 FGIS の監督の下、米及び穀物の公的検査を実施している。